

34. 成年年齢引き下げを踏まえた、学校教育における消費者教育の推進について

成年年齢引き下げを踏まえた、学校教育における消費者教育の推進について

- 文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年8月制定）及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の推進に努めているところ。
- 平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人でも有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のため、消費者教育の充実を図ることが求められている。
- 成年年齢の引下げ（令和4年4月施行）を踏まえ、令和4年度以降は「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針・消費者教育の実践・定着プラン」に基づき関係省庁と連携して取組を推進。

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン（令和4年3月31日決定）（抜粋）

学校等における消費者教育の推進

（1）高等学校等における消費者教育の推進

- ・学習指導要領の趣旨の周知・徹底【文部科学省】
- ・実践的な消費者教育等の推進【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】
 - 実践的な教材や啓発資料、実務経験者の活用促進
 - 消費者教育コーディネーターの配置促進・活動の底上げ
- ・教員の養成・研修の推進【文部科学省・消費者庁・金融庁】
 - 教職課程における消費者教育の内容の充実
 - 現職教員に対する研修等の充実

など

（2）大学等における消費者教育の推進

- ・大学、専門学校等と消費生活センター等の連携、実務経験者の活用の促進【消費者庁】
- ・成年となる大学の学生に対する消費者被害防止に向けた指導等【文部科学省】
- ・大学等における金融経済教育講座の実施【金融庁】

など

◆消費者基本法（平成16年制定）や消費者基本計画（平成17年決定）を踏まえ、現行の学習指導要領（平成20、21年改訂）及び学習指導要領（平成29年・30年改訂）においては、消費者教育の内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、引き続き学習指導要領に基づき、適切に消費者教育を実施することが重要

※平成29年、30年に公示した学習指導要領においては、例えば、小学校家庭科で「売買契約の基礎について触れること」、中学校技術・家庭科（家庭分野）で「クレジットなどの三者間契約についても扱うこと」、高等学校家庭科家庭基礎で「契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること」などを規定するなど、更なる充実を図った。

高等学校における消費者教育の推進①



1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された**学習指導要領**の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、**引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実**。
- 高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、**学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導**。
※高等学校学習指導要領（令和4年度入学生から学年進行で実施）が適用されるまでの間の移行措置

2. 家庭科の履修学年に関する学習指導要領の一部改正（平成31年3月28日）

- 令和2・3年度入学生について**
- 現行高等学校学習指導要領において、家庭科の科目「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」の消費生活に関する内容を、それぞれ**第1学年及び第2学年のうちに履修させる**こととする。
- 令和4年度以降入学生について**
- 高等学校学習指導要領において、家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ**第1学年及び第2学年のうちに履修させる**こととする。



高校生が成年年齢に達する前に、より充実した消費者教育を学習する機会を確保

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容（学習指導要領解説抜粋）

- 小学校【家庭科】
 - ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、**商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないこと**について扱い、理解できるようにする。
 - ・買物で困ったことが起きた場合には、**家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用すること**にも触れるようにする。
- 中学校【技術・家庭科】
 - ・消費者被害への対応について…誤った使い方などによる被害を防ぐためには、**消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする**。
 - ・**消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにする**。
- 高等学校【家庭科（家庭基礎）】
 - ・消費者被害の未然防止につながるよう、**要質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする**。
 - ・契約の重要性については、…**未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）**について理解できるようにする。また、…消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、…クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、**一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法**について理解できるようにする。
 - ・消費者保護の仕組みについては、…**消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能…消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規**…についても理解できるようにする。
- 高等学校【公民科（公共）】
 - ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような**多様な契約により様々な責任が生じること**について理解できるようにする。
 - ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、…**消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていること**を理解できるようにする。



学習指導要領等（文科省HP）

35. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

27文科初第933号
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

（印影印刷）

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体

的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねら

いを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるようなことのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けると解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。

2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やP T A等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

- ・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

- ・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

- ・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

小・中学校向け主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。



〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

※指導事例

社会科: 小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」

中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」

特別活動: 小学校第5学年学級活動「係活動」

中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



(社会科)小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」抜粋

(文部科学省ホームページにて公表) https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材: 全ての国・公・私立高校生(第1学年)等に配布】

〈第一部: 解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み(公示から開票までの流れ、投票方法等)
- ・選挙の意義(選挙と政策決定過程(政治の仕組み)、年代別投票率と政策等)
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部: 実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート(地域課題)の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部: 参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保(教育基本法等) 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点(教育基本法、公選法等)を追記。
(全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布)



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



36. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

30 教教人第32号

平成31年3月18日

教職課程を置く

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

（印影印刷）

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申を踏まえまして、添付資料のとおり、学校における働き方改革に関する取組の徹底について、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛てに通知しています（以下「通知」という）。

学校における働き方改革を全国の学校において実現するためには、文部科学省、教育委員会、学校、教師を養成する大学も含めた関係者が、それぞれの立場で、それぞれがすべきことに責任を持って積極的に取り組むことが必要です。教職課程を設置する各大学におかれましても、答申及び通知を参考に、特に下記の点に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 学校における働き方に関する学生への指導

教師を目指す学生に対し、勤務時間管理の重要性、勤務時間・健康管理を意識した働き方、学校及び教師が担う業務、学校の組織運営体制の在り方などについて、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」などの科目において、答申及び通知を参考としつつ、適切に指導を行うこと。

2. 学校体験活動の積極的な実施

学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教師としての適格性を把握するための機会として有意義と考えられる。また、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する人材として有益と考えられる。

各大学においては、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」によって教育実習（養護実習，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習）の一部に含むことができようになった学校体験活動のほか，大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め，こうした機会の充実に積極的に取り組むこと。

3. 教育実習の適切な実施

教育実習の実施については，学校や教育委員会との連携体制の中で，大学として責任を持って指導に当たるとともに，学校の作成書類の精選やより負担の少ない実施時期の検討など，学校の負担軽減に留意すること。

4. 附属学校における取組の推進

附属学校を置く大学においては，それぞれの大学・附属学校の設置形態や目的等に応じて，学校における働き方改革の推進に積極的に取り組んでいくことが期待される。

特に附属学校を置く国立大学は，設置する附属学校において率先して勤務時間管理を行うとともに，附属学校の連合組織とも連携して業務改善に関する好事例を蓄積し，その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。

担当：総合教育政策局教育人材政策課企画係
渡邊，内藤
TEL：03-5253-4111（代表）内線 3196

※ 本通知文中の「添付資料」は「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け 30文科初第1497号文部科学事務次官通知）です。当該通知については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。なお、「37. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】」に当該通知の概要を掲載しています。

学校における働き方改革に関する取組の徹底について
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。
※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会のある教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進 等

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備 等

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用 等

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- 教育委員会は、域内の学校における働き改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づき、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

基本的に学校以外が担うべき業務	学校が業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師が業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none"> ① 進下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が構導された際の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 <p>※この業務の取組に際して、地方公共団体・学校関係者、保護者、地域住民等と連携し、児童生徒や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(給食、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(給食、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) <p>※ 相違点の認識、運用方針上の差異ではないが、ほとんどが専任職員で多くの部活動顧問を担う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 給食時の対応(学級主任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習準備や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営(専任職員等との連携、一部外注委託等) ⑬ 連絡指導(専任職員や外部人材との連携、協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携、協力等)

- (例)
- 調査・統計等への回答等
調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等
 - 部活動
採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等
 - 給食時の対応
学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギーマッチの事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築
- ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選 等

(3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組みむべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
 - 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
 - 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有
- ### (4) 学校が作成する計画等の見直し
- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化などの取組の推進
 - 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応
- ### (5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進

※「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。

38. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

28文科初第1829号
平成29年3月31日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長 殿
各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第20号をもって、別添のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第62号、第63号及び第64号をもって、それぞれ別添のとおり、幼稚園教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚園教育要領」という。）、小学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新中学校学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚園教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学校学習指導要領は平成32年4月1日から、新中学校学習指導要領は平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確

実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。

- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため、小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないなどと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実を図ったこと。

(5) 小・中学校の教育内容の主な改善事項

① 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

② 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学校においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

③ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

④ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

⑤ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

⑥ 外国語教育の充実

- ・ 小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

(6) 道徳教育の充実

- 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定，小学校学習指導要領の一部を改正する告示，中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり，小学校で平成30年4月1日から，中学校で平成31年4月1日から施行される内容等に変更はないこと。

平成27年の一部改正の内容は，道徳の時間を教育課程上，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け，発達の段階に応じ，答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」，「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- 道徳科の内容項目について，いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに，問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ，指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導の改善に生かすこと。ただし，数値による評価は行わないこと。

具体的には，平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり，他の児童生徒との比較ではなく，児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め，励ます個人内評価として記述により行うこと。

(7) 特別支援教育に関する主な改善事項

- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等を全員作成するとともに，通常学級における障害のある幼児児童生徒などについて，個別の指導計画等を作成し活用することに努めることとしたこと。
- 各教科等の指導に当たり，学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこととしたこと。

(8) その他の改善事項

- 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- 児童生徒一人一人の発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学校及び中学校を通して明記したこと。
- 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

(9) 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の各学年における授業時数及び総授業時数を以下のとおりに変更したこと（中学校は変更なし）。

① 小学校

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

注1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

② 中学校

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数	35	35	35	
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総授業時数	1015	1015	1015	

注1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の必要な特例については、追ってこれを告示し、別途通知する予定であること。

(2) 入学者選抜における学力検査等

平成32年度以降に実施する中学校の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、平成33年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。

また、中学校及び高等学校の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。

なお、道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知においてお知らせしたとおり、道徳科の評価については、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することがないようにすること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行される教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に集中的に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

なお、文部科学省においては、新学習指導要領等の円滑な実施に向けて幅広い関係者との連携・協働を図ることとし、例えば、小学校におけるプログラミング教育の支援のため、関係省庁・企業等と連携して「未来の学びコンソーシアム」を設立（平成29年3月）しており、各教育委員会等においても幅広い地域住民等との連携・協働により学校を支える体制を構築することが期待されること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

（下記以外）

初等中等教育局 教育課程課（内線4732）

（幼稚園関係）

初等中等教育局 幼児教育課（内線2710）

（外国語関係）

初等中等教育局 国際教育課（内線3785）

（体育、保健関係）

スポーツ庁 政策課（内線2674）

（情報教育関係）

生涯学習政策局 情報教育課（内線2664）

39. 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

30文科初第1845号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
永山賀久

（印影印刷）

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度，中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において，「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては，新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で，その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては，報告を受け，新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりまとめました。

については，下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上，各都道府県教育委員会におかれては，所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し，各指定都市教育委員会におかれては，所管の学校に対し，各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては，所轄の学校及び学校法人等に対し，附属学校を置く各国公立大学長におかれては，その管下の学校に対し，新学習指導要領の下で，報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう，これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに，幼稚園，特別支援学校幼稚部，保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）

及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭できていない、
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、

といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に比べるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
 - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
 - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと
- これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から, 観点別学習状況の評価の観点についても, これらの資質・能力に関わる「知識・技能」, 「思考・判断・表現」, 「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し, 設置者において, これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際, 「学びに向かう力, 人間性等」については, 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず, 個人内評価等を通じて見取部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については, 各教科等の観pointsの趣旨に照らし, 知識及び技能を獲得したり, 思考力, 判断力, 表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で, 自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観pointsの趣旨は, 本通知の別紙4及び別紙5に示している）。
- (3) 学習評価の結果の活用には, 各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え, 各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と, 各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え, 教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ, その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について, 学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と, これらを総括的に捉える評定の両方について, 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし, その実現状況を評価する, 目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか, 別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては, それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については, 従来, 観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で, 評価の観点に即して, 児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については, 教師の勤務負担軽減を図り, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 文章記述を改め, 各学校が設定した観点を記入した上で, 各活動・学校行事ごとに, 評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に, ○印を記入することとしたこと。

- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
- ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。
- このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものではない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。
- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事

項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとする。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにはなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとする。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

(8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

〔別紙1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

〔別紙4〕 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）

〔別紙5〕 各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

〔参考1〕 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月21日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

〔参考2〕 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/1414600.htm

〔参考3〕 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録の「参考様式」を示している。

【本件担当】

<本通知全般に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室 石田，山本，板東

T E L : 03-5253-4111 (内線 2369)

F A X : 03-6734-3734

E m a i l : kyokyo@mext.go.jp

<高等学校入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導調査係 片桐

T E L : 03-5253-4111 (内線 3291)

<大学入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省高等教育局大学振興課
大学入試室 安藤，山本

T E L : 03-5253-4111 (内線 2469)

40. 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

29文科初第1784号

平成30年3月30日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長 殿
各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

この度、平成30年文部科学省令第13号をもって、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、また、平成30年文部科学省告示第68号をもって、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等学校学習指導要領」という。）が公示されました。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

なお、学習指導要領改訂に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

- ・ 新たに「前文」を設け、新高等学校学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。また、特に高等学校教育においては、大学入学選抜に向けた対策が動機付けとなり、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが課題となっていることから、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされていること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(4) 教科・科目構成の見直し

- ・ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、別添のとおり教科・科目の構成を改善したこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

① 言語能力の確実な育成

- ・ 科目の特性に応じた語彙の確実な習得，主張と論拠の関係や推論の仕方など，情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動を充実したこと。

② 理数教育の充実

- ・ 理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から，日常生活や社会との関連を重視するとともに，見通しをもった観察，実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し，その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実したこと。
- ・ 将来，学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し，新たな探究的科目として，「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設したこと。

③ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実させたこと。
- ・ 政治や経済，社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色，我が国の先人の取組や知恵，武道に関する内容の充実，和食，和服及び和室など，日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容を充実したこと。

④ 道徳教育の充実

- ・ 各学校において，校長のリーダーシップの下，道徳教育推進教師を中心に，全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定したこと。
- ・ 道徳教育の展開に当たっては，公民の「公共」，「倫理」，特別活動が，人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することを明記したこと。

⑤ 外国語教育の充実

- ・ 複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やりとり・発表〕」「書くこと」の力を総合的に育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ，Ⅱ，Ⅲ」）や発信力の強化に特化した科目（「論理・表現Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」）を新設したこと。
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視して，外国語能力の向上を図る目標を設定し，目的や場面，状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力の着実な育成を図ることとしたこと。

⑥ 情報教育の充実

- ・ 情報科の科目を再編し，全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより，プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修としたこと。また、データサイエンス等に関する内容を充実したこと。
- ・ 各教科におけるコンピュータ等を活用した学習活動を充実したこと。

⑦ 職業教育の充実

- ・ 就業体験等を通じた望ましい勤労観，職業観の育成，職業人に求められる倫理観に関する指導を充実したこと。
- ・ 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善したこと。

- ・ 産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」，「観光ビジネス」，「総合調理実習」，「情報セキュリティ」，「メディアとサービス」の科目を新設したこと。

(6) その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，中学校との円滑な接続や，高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記したこと。
- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- ・ 障害のある生徒に対する通級による指導における個別の指導計画等の全員作成や単位修得の認定の際の配慮事項，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫について定めたこと。

(7) 施行及び適用の時期

- ・ 新高等学校学習指導要領は，平成34年4月1日に施行する。ただし，同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあつては，同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間における現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

<p>本件担当： 文部科学省 電話：03（5253）4111（代表） （下記以外） 初等中等教育局 教育課程課（内線2562） （外国語関係） 初等中等教育局 国際教育課（内線3785） （保健体育関係） スポーツ庁 政策課（内線2674） （情報教育関係） 生涯学習政策局 情報教育課（内線2664） （職業教育関係） 初等中等教育局 児童生徒課（内線2904）</p>

41. 高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）

30文科初第1818号

平成31年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山賀久

（印影印刷）

高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）

この度、平成31年3月28日文部科学省告示第55号をもって、「高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示」が別添のとおり公示されました。

今回の改正は、平成30年6月の民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号）の一部を改正し、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前に、家庭科の消費生活に関わる内容を学習することになるよう、家庭科の履修学年についての規定を加えるものです。

については、別添及び下記事項を御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の高等学校等を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校等に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成30年6月の民法の改正により2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18

歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなる。このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

2020年度以降の入学生は、高等学校第3学年在籍中に、順次、成年（18歳）となる。生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第2学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

2. 改正の内容

(1) 2020年度及び2021年度の入学生について

現行高等学校学習指導要領（平成21年告示）の家庭科においては、既に平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成30年度以降の入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、2020年度及び2021年度の入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

(2) 2022年度以降の入学生について

新高等学校学習指導要領（平成30年告示）の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成31年3月28日

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm

(トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」 > 学習指導要領のくわしい内容 > 平成29・30年改訂 学習指導要領 関連資料 (答申・通知等))

(本件担当)

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話：03-5253-4111 (内線2073)

高等学校学習指導要領家庭科の履修学年に関する改正について（概要）

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成 30 年 6 月の民法の改正により平成 34（2022）年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満までとなる。

このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

平成 32 年度以降の入学生は、高等学校第 3 学年在籍中に、順次、成年（18 歳）となる。

生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第 2 学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

	高校生			卒業後		
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年			
	15 歳 16 歳	16 歳 17 歳	17 歳 18 歳	18 歳 19 歳	19 歳 20 歳	20 歳 21 歳
H 29 年度入学生	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度
H 30 年度入学生	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度
H 31 年度入学生	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度
H 32 年度入学生	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度
H 33 年度入学生	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度
H 34 年度入学生	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度
H 35 年度入学生	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度	H 40 年度
H 36 年度入学生	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度	H 40 年度	H 41 年度

※平成 34 年 4 月 1 日より、満 18 歳が成年となる。（成年：黄色塗りつぶし）

※新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）は、平成 34 年度入学生から学年進行で実施となる。（対象：斜体）

2. 改正の内容

(1) 平成 32・33 年度入学生について

現行高等学校学習指導要領（平成 21 年告示）の家庭科においては、既に、平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成 30 年度以降入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、平成 32・33 年度入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2 (3) 生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

(2) 平成 34 年度以降入学生について

新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成 31 年 3 月 28 日

※ 本通知の別添については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1422213.htm）を御確認ください。

42. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756 号

平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては 2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置

を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

43. 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

30文科初第1769号

平成31年3月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久

(印影印刷)

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

この度、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」において、最終まとめが取りまとめられました。

文部科学省では、これまで「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」により、特別支援学校等において主として特定行為を実施するに当たっての留意事項を各教育委員会等に示し、医療的ケアの実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてまいりました。

現在、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。このため、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再度検討し、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するために平成29年10月に本検討会議を設置し、有識者による議論が行われました。

本最終まとめは、①医療的ケア児の「教育の場」、②学校における医療的ケアに関する基本的な考え方、③教育委員会における管理体制の在り方、④学校における実施体制の在り方、⑤認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項、⑥特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項、⑦医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断、⑧研修機会の提供、⑨校外における医療的ケア、⑩災害時の対応について、別紙のとおり取りまとめられたものです。

文部科学省においては本最終まとめを受け、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について別添のとおり整理いたしました。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して周知を図るようお願いいたします。

本検討会議の最終まとめについては、文部科学省のホームページに掲載されておりますことも併せて申し添えます。

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1413967.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線 3192）

FAX:03-6734-3737

44. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

3 文科初第 1071 号
令和 3 年 9 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）（以下「法」という。）は、令和 3 年 6 月 18 日に公布され、令和 3 年 9 月 18 日に施行される所です。

今回の法制定は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

法の目的及び概要は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和 3 年 6 月 18 日付け府子本第 742 号、3 文科初第 499 号、医発 0618 第 1 号、子発 0618 第 1 号、障発 0618 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「公布通知」という。）のとおりですが、学校に関する留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いします。

なお、医療的ケア児支援センターの業務等については、「医療的ケア児及びその家族

に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」(令和3年8月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)のとおり、医療的ケア児支援センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言等、関係機関等への情報提供及び研修、医療的ケア児支援センターと関係機関等との連絡調整が役割となっており、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

また、保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」(令和3年9月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係事務連絡)のとおりですので、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

留意事項

(1) 定義(第2条関係)

- ① 「医療的ケア」の定義は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)を行うことができる介護福祉士、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではないこと。(第2条第1項関係)
- ② 「医療的ケア児」の定義は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれること(以下「児童生徒等」という。)(同条第2項関係)

(2) 基本理念(第3条関係)

- ① 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという

視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。

なお、障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。（第3条第2項及び第4項関係）

- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならないが、また、居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするため、具体的に次のような配慮を行うことが考えられること。（同条第4項及び第5項関係）
 - 医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。
 - 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。
- (3) 地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）
 - ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び（2）の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること。（第5条関係）
 - ② 学校の設置者が行う支援は、公布通知及び基本理念にのっとり行う必要があり、その留意点としては、主に次のものが考えられること。（第7条関係）
 - 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、基本理念にのっとり、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要であること。
 - 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげること。

(4) 教育を行う体制の拡充等（第 10 条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。（第 10 条第 1 項関係）
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知）や「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和 3 年 6 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考にして、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のことをいう。以下同じ。）などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
 - 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校が以下の取組等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援すること。
 - ・ 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定すること。
 - ・ 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること。
 - 国においては、医療的ケア看護職員を、学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として学校教育法施行規則第 65 条の 2 に規定するとともに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、地方公共団体及び学校の設置者におかれては、その趣旨に鑑み、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること。
- ② 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第 2 項関係）
- 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、以下の場合などの真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明するこ

と。

- ・ 医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後をはじめて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合など
- 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられること。
- 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること。
- ③ 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第3項関係）
- 学校において医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築すること。
- 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で、医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養について実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられること。

<添付資料>

- 別添1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）
- 別添2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線3967）

45. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
戸谷 一 夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに
特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正
する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第72号及び第73号をもって、それぞれ別添2のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成32年4月1日から、中学部については平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願い

いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚部、小学部及び中学部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。また、自立活動の指導の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学

びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により，児童生徒の知識の理解の質の向上を図り，これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため，小学部及び中学部においては，これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ，子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が，偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要があること。
また，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については，1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく，単元など内容や時間のまとまりの中で，習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。その際，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して，個別の指導計画に基づき，基礎的・基本的な事項に重点を置くなど，指導方法や指導体制の工夫改善に努めることとしたこと。
- ・ そのため，学校全体として，子供たちや学校，地域の実態を適切に把握し，教育内容や時間の適切な配分，必要な人的・物的体制の確保，実施状況に基づく改善などを通して，教育課程に基づく教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。特に，個別の指導計画の実施状況の評価と改善を，教育課程の評価と改善につなげていくよう努めるものとしたこと。

(4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 幼稚園教育要領においては，幼稚園における教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」，「思考力，判断力，表現力等の基礎」，「学びに向かう力，人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて，指導を行う際に考慮するものとしたこと。

(5) 小学部・中学部における主な改善事項

① 小・中学校の教育内容の改善に準じた主な改善事項

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 63 号）及び中学校教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）の改善に準じた改善を行ったこと。

ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

イ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学部においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

ウ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

エ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

カ 外国語教育の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等部一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

② 道徳教育の充実

- ・ 平成 27 年 3 月 27 日付け 26 文科初 1339 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学部で平成 30 年 4 月 1 日から、中学部で平成 31 年 4 月 1 日から施行される内容に変更はないこと。なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導

に当たっての配慮事項の一部を加えたこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- ・ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- ・ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

③ 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。

イ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

- ・ 中学部に二つの段階を新設するとともに、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定したこと。
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者又は中学部に就学する生徒のうち、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

④ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，自立活動の内容として，「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

⑤ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定したこと。また，幼稚園部においても，「自立心」，「協同性」，「社会生活との関わり」といった幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を示したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕，身近な生活に関する制度〔社会〕，働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実したこと。

⑥ その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・ 児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学部及び中学部を通して明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第62号)の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

について」において、平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保するなど、教員一人一人が力を発揮できるような教育条件の整備に努める必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行された教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、各教育委員会等においては、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）

46. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

30 文科初第 1465 号
平成 31 年 2 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

この度、平成 31 年文部科学省令第 3 号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成 31 年文部科学省告示第 14 号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成 31 年文部科学省告示第 15 号をもって平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（以下「特例告示」という。）が公示されました。

今回の改正令及び新高等部学習指導要領による改正は、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）の教育課程の基準の改善を図ったものです。

また、改正令の附則を踏まえ、特例告示により、平成 31 年 4 月 1 日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における現行の特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）から新高等部学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、現行高等部学習指導要領の特例が定められました。

については、改正の概要及び移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

第1 改正の概要

1 高等部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

また、自立活動の内容等の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。

- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等部においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

4 教育内容の主な改善事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と同様の改善を行ったこと（同学習指導要領の教育内容の主な改善事項については、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1784号文部科学事務次官通知）の1の（5）を参照。）。

(2) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ② 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒のための専門教科について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実したこと。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、小学校・中学校・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

ア 各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。

イ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の各教科及び各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

② 小学部・中学部との系統性の観点から、「道德の時間」を「特別の教科 道德」に改めたこと。

5 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。
- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を規定したこと。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

6 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

7 その他の改善事項

- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

8 施行及び適用の時期

- ・ 新高等部学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降高等部の第1学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

第2 移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項

1 平成31年4月1日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

イ 特別活動については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標及び各科目の目標と内容については、現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)によるものとし、平成30年文部科学省告示第172号(平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。)第2項の(1)から(9)までの規定によるものとする事としたこと。その際、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

イ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

③ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 保健理療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す保健理療に属する科目として「保健理療情報」を加えたこと。

イ 理療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理療に属する科目として「理療情報」を加えたこと。

ウ 理学療法については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理、理学療法臨床実習、理学療法情報」を加えたこと。

④ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」を加えたこと。

イ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法

規・制度，保健，化粧品化学，文化論，運営管理，理容・美容情報」を加えたこと。
ウ クリーニングについては，全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

エ 歯科技工については，新高等部学習指導要領によることとしたこと。その際，省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。

⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については，全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

2 平成 32 年 4 月 1 日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては，新高等部学習指導要領第 1 章の規定のうち，特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ，その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 理学療法については，新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め，新高等部学習指導要領によることとしたこと。

3 移行措置の適用対象

移行措置は，1 (2)①アに示す総合的な探究の時間，②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定及び④エに示す歯科技工に関する特例並びに 2 (2)①アに示す理学療法及び②アに示す特別の教科道徳に関する特例を除き，移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

1 (2)①アに示す総合的な探究の時間及び④エに示す歯科技工に関する特例については，平成 31 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。1 (2)②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定に関する特例については，平成 30 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2 (2)②アに示す理学療法及び特別の教科道徳に関する特例については，平成 32 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては，1 から 3 までにより新高等部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに，特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に，移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用することとされている事項については，新高等部学習指導要領の規定により，適切な指導が行われるようにすること。

- ② 移行期間中に新高等部学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新高等部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ① 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成 30 年 8 月 31 日付け 30 文科初第 727 号文部科学事務次官通知。以下「高等学校移行措置等通知」）の 4 の(3)から(6)までの規定に準ずる。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分（第 3 章特別の教科道徳を除く。）を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。

第 3 留意事項

1 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成 32 年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

2 新高等部学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新高等部学習指導要領の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成 29 年 4 月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ、教員養成・採用・研修を一体として、教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制、学校施設・設備、ICT 環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

3 新高等部学習指導要領の周知・徹底

新高等部学習指導要領の理念を各学校において実現するためには、各学校の教職員が新高等部学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省と

しては、平成 30 年度、平成 31 年度に新高等部学習指導要領に関する説明会を開催するなど、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新高等部学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ると共に、例えば、地域の教員養成大学と意見交換を行う際に、その概要を共有するなど、各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこと。

また、新高等部学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する新高等部学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、新高等部学習指導要領解説を活用して、教職員が新高等部学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

4 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
初等中等教育局 特別支援教育課（内線 2003）

47. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

27文科初児生第3号

平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広

(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うこと

を含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

（学校生活の各場面での支援について）

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充

実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

(別紙)

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ



はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を発表し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細やかな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」*（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒保護官通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

*「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると認識し、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があります。このため、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の保護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、異性を扱われ、異性を扱われるなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追い回されることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGII」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

● 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一. 二十歳以上であること。
- 二. 現に婚姻をしていないこと。
- 三. 現に未成年の子がないこと。(※平成20年に「現に子がいないこと」から改正)
- 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

● 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」(発出)

平成22年

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

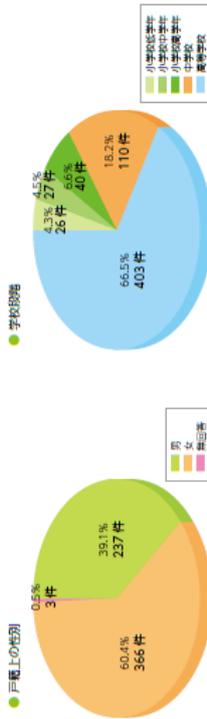
性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

1

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

※文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(平成26年6月公表)に基づく

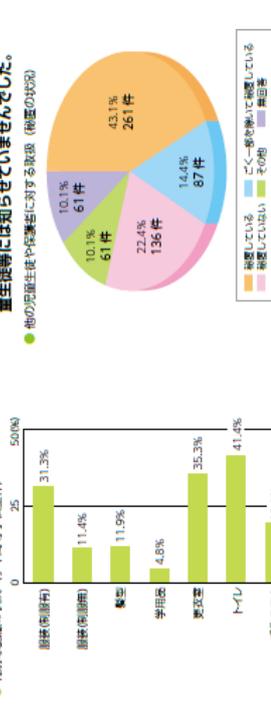
(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から606件の報告がありました。



※当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。戸上の性別は、年齢別の性別を基に、児童生徒の性別を推定して性別不明とされている場合は「その他」に含められている。

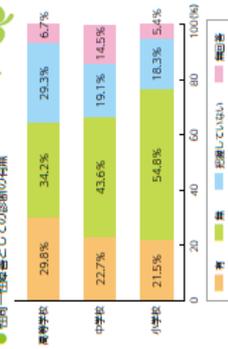
(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

● 性別を配慮した対応(小・中・高等学校全体)



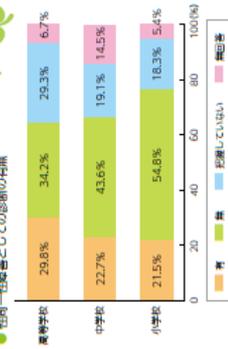
(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らされた上で学校生活を過ごしていました。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

● 他の児童生徒や保護者に対する取組(無回答の状況)



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。

● 性同一性障害としての診断の有無



2

4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけでなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会(校内)やケース会議(校外)等」を随時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や処置は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっていないとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判断としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に開示しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

③ 学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われているところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保護室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じて様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を介して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要領の記載については卒業簿の記載に基づき行いつつ、卒業簿に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性別に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進める必要があること。保護者が受容していない場合であっても、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人材教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性別同一性障害等を取り上げることが重要であること。
- 性別同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2)性別同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性別同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

- 性別同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性別同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性別同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり臆慮(やゆ)したりしないこと等が考えられること。

- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い消えることも含め、発露があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれています。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれています。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部署の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

Q5 対応以前の課題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q6 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q7 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL) <http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

Q8 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と認められる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に開示しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q9

性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A

性同一性障害に係る児童生徒への配慮は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

Q10

健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A

通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としてしています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

Q11

卒業後に法に基づき戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。

A

通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づき戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

Q12

性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A

一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情に受容できる想像力等を習む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げられることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分お注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

担当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫県立大学教育学部社会福祉学系 養護教諭 菅内 幸治
岡山大学大学院健康科学研究科 養護教諭 中塚 新也
筑波大学教育学部 養護教諭 日高 真晴

48. ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知）

3 初 児 生 第 21 号
健 難 発 0816 第 1 号
法 務 省 権 啓 第 40 号
令 和 3 年 8 月 16 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
江 口 有 隣

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝 波 泰

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
石 塚 哲 朗

厚生労働省健康局難病対策課長
尾 崎 守 正

法務省人権擁護局人権啓発課長
鳥 丸 忠 彦

ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせしたところです。

今般、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」のほか、法務省が人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」を新たに作成するなど、学校でも活用できる資料が充実しました。

また、国立ハンセン病資料館においては、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の講師派遣を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣を行っております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病に関する教育を実施していただきますよう、御配慮のほど、よろしく願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して第一学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、本年度改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されたので、活用いただきたいこと。

印刷物については、秋頃の送付を予定しており、これが各中学校等に届くまでの間に、本パンフレットの活用を予定している各中学校等におかれては、掲載先の URL からダウンロードのうえ生徒へ配布し、本パンフレットとともに掲載している指導者向け教本（一部改訂版）も活用しながら、ハンセン病に関する教育を実施していただきたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、各中学校等におかれては、学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、回答に御協力いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

2. 人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」について

法務省が新たに作成した人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている34分の動画で、YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいてDVDの貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小学生向けとして作成されたものであるため、各小学校においてハンセン病に関する教育を実施する際には、本動画等の活用を検討いただきたいこと（なお、本動画等は、中学校等で活用しても差し支えない。）。

また、法務局又は地方法務局の人権擁護委員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病に関する教育についても検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載 URL】 http://www.mo.j.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

【人権ライブラリー】 <http://www.jinken-library.jp>

3. 学芸員等の講師派遣について

ハンセン病に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員や当事者である元患者の御家族に講話をいただく方法も考えられる。

国立ハンセン病資料館では、学芸員による出張講座を実施しているので、その活用についても検討いただきたいこと（なお、オンラインでの講話も可能である。）。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しているので、その活用についても検討いただきたいこと。

なお、学校での講話を希望される場合には、対応できる学芸員等の人数や地域に限りがある場合もあることから、別途、(別添5)及び(別添6)に記載の担当または事務局あて相談いただきたいこと。

4. その他活用できる関係施設・資料等について

1～3のほかにも、ハンセン病に関する教育に活用できる関係施設や資料等がある。各学校の実情に応じて、これらの関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

(別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」

(別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本

(別添3) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要

(別添4) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き

(別添5) 国立ハンセン病資料館出張講座（学芸員）

(別添6) 講師等派遣事業（御家族）

(別添7) その他関係施設・資料等

※ 別添1～7は文部科学省ホームページの下記 URL に掲載しているため、参照願います。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1322245_003.htm

【本件連絡先】

(初等中等教育（学校における人権教育）について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

八田、増田、坂井

TEL : 03-5253-4111 (内線 3291)

E-mail : jidous@mext.go.jp

(初等中等教育（学習指導要領）について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

川口、縣、伊藤

TEL : 03-5253-4111 (内線 2075)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(社会教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係

若林、野口、熊田

TEL : 03-5253-4111 (内線 3406)

E-mail : kyousei@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、講師等派遣事業について)

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

斎藤、瀬戸

TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(啓発動画「「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係

篠原、菅澤

TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)

E-mail : keihatsu@i.moj.go.jp

49. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（通知）

元文庁第 231 号
令和元年 6 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長

殿

文部科学事務次官
藤原 誠

（印影印刷）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第 198 回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）が、令和元年 5 月 24 日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあつては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成 9 年法律第 52 号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第 1 法律の概要

1 総則

(1) 目的（第 1 条）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念（第 3 条、第 4 条）

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的

意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。

ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。

エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第5条）

ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力（第6条）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針（第7条）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針（第8条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。

イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かななければならないこと。

ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができること。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いします。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

（参議院）

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

（衆議院）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

（参議院）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111（内線 4785）

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施となり「歴史総合」(必修修科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実の観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○ 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編

小学校社会〔第6学年〕(平成20年)

特段の記載なし。

小学校社会〔第6学年〕(平成29年)

「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

○ 中学校学習指導要領 (平成29年告示)

中学校社会〔歴史的分野〕(平成20年告示)

「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。

中学校社会〔歴史的分野〕(平成29年告示)

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

○ 高等学校学習指導要領 (平成30年告示)

日本史A、日本史B
(平成21年告示)

特段の記載なし。

歴史総合(必修修科目)(平成30年告示)

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究(平成30年告示)

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌ」の「文化の形成についても扱う」ことを新たに規定

「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々」を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

50. 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議について

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

【議論の整理(令和4年9月9日公表) 大学関係箇所抜粋】

検討の経緯・背景

- ◇ 中央教育審議会の動向や、学校保健や食育を巡る課題等を踏まえ、**養護教諭・栄養教諭に特有の課題に着目して、資質能力の向上に向けた検討**を実施。今般、委員間で一定の共通認識が得られた事項について、中間的なまとめとして取りまとめ。
- ◇ 様々な課題に画一的な解を示すものではなく、**これらを契機として、幅広い関係者における活発な議論が喚起されることを期待**。協力者会議としても、更に検討を進め、**本年末を目途に報告書を取りまとめ予定**。

課題及び解決に向けた方向性 (1) 求められる役割(職務の範囲)の明確化

- 本協力者会議におけるこれまでの検討においては、これらの養護教諭や栄養教諭が置かれている状況について、関係者に必ずしも十分に理解されていないのではないかといった指摘があった。
その背景としては、学校によって状況は様々ではあるものの、学校保健活動や食育を推進する全校的な体制が十分に機能していないことが最も大きな要因として考えられ、それにより、養護教諭や栄養教諭が本来実施すべき業務とそれ以外の業務とが整理されないまま、膨大な事務を個業(孤業)により処理せざるを得ない状況にあることが想定される。

考えられる検討の方向性

- ◇ 養護教諭や栄養教諭についても、その職務の遂行のために必要な資質能力の方向性を明らかにするとともに、**養護教諭と栄養教諭の養成、採用、任用・配置、研修の各段階における更なる改善に向けた検討に資する観点から、同様の取組を進め、求められる役割(職務の範囲)を明確化すべきである。**
- ◇ 校長等の管理職には、養護教諭及び栄養教諭に求められる役割(職務の範囲)等も踏まえた上で、校内の全ての教職員の能力を最大限発揮することができる校内体制の整備が求められる。
特に養護教諭及び栄養教諭が担う職務については、専門性が高い業務が含まれる一方で、養護教諭や栄養教諭のみに責任を委ねることは、必ずしもそれらの円滑かつ効果的な推進にはつながらない。このため、校長等の管理職には、養護教諭や栄養教諭の役割を理解し、その業務を適切に管理・監督することは勿論、適切な役割分担のもと、多様な専門性を生かした組織マネジメントを行うことが不可欠である。
- ◇ 併せて、**養護教諭及び栄養教諭についても、肥満・痩身や生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、感染症等の個別的課題にも対応できる専門性を生かして、校内での発信力を強化し、学校経営に積極的に参画するとともに、児童生徒等への指導にも積極的に関わることが求められる。**

課題及び解決に向けた方向性 (2) 「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携

- その中で、資質能力の向上に直接的に資する研修の観点からは、教育公務員特例法により任命権者が策定することとされている「資質の向上に関する指標」及び「教員研修計画」、更には今般の法改正により令和5年度から任命権者が作成することとなる「研修等に関する記録」等を活用して、養護教諭や栄養教諭についても研修サイクルを実質化していくことが重要である。
- 一方で、「資質の向上に関する指標」について、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性に鑑みれば、他の教諭等と共通ではなく、個別に策定するしないしは指標を定める事項を追加することが望ましいと考えられるものの、現在、任命権者において策定されている「資質の向上に関する指標」を見ると、地域の実情に応じた養護教諭や栄養教諭の職務の専門性が必ずしも適切に反映されたものとなっていないものも見受けられる。

考えられる検討の方向性

- ◇ 「**資質の向上に関する指標**」の策定に当たっては、関係する大学等から構成する協議会を設置するとされているが、域内に養護教諭や栄養教諭の養成に係る教職課程を有する大学等がない地域もある。
その場合においても、**養護教諭や栄養教諭に係る指標の策定に当たっては、養護教諭や栄養教諭の養成・研修等に知見を有する近隣の大学等の参画・協力を求め、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性を指標に適切に反映することが望ましい。**
- ◇ また、「資質の向上に関する指標」は、一義的には、現職の教師として向上を図るべき資質を定めるものであり、任命権者が策定する「教員研修計画」に反映することは勿論、教師自身がその内容を理解し、自己研鑽に当たった際の拠り所とすることが引き続き重要であるが、**特に新規採用の教師に対して求める資質については、大学等における教員養成の一つの出口を示すものとなる。**
このため、指標を策定する際に、教員養成と採用・研修の結節点として、関係者が共通理解を持つとともに、養成段階においても、指標を活用した取組を行うなど、**指標を基軸として、大学等と教育委員会等が連携することも有効である。**
- ◇ 「**養護に関する科目**」に係るコアカリキュラムについては、その必要性等について関係者間で認識を共有しながら引き続き検討を進めていくことが適切である。
- ◇ 一方で、日本養護教諭養成大学協議会において、養護教諭の実践に求められる力を育成するために養成教育を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的として、「**養護教諭養成課程コアカリキュラム(養大協版)**」が作成されているところであり、各大学等において、これらの内容を参考にしながら、教職課程の質の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。
- ◇ また、栄養教諭の養成に係る教職課程における「**栄養に係る教育に関する科目**」についても、**教職課程の質の向上に向けた取組が求められることは同様であり、関係団体や各団体等における検討が進められることを期待する。**

51. 平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）

「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（新規）

遠隔授業等における著作物の円滑な利用を可能とする制度が4月28日から施行されるため、制度概要や留意事項等についてまとめましたので通知いたします。

2 文 庁 第 3 3 3 号
令 和 2 年 4 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 関 係 団 体 の 長

文化庁次長
今里 讓

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和伸

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井 美德

(印影印刷)

平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）

教育の情報化を推進するための「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「平成30年改正著作権法」という。）の内容については、既に「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について（通知）」（平成30年12月28日付け30文庁第742号）において連絡していましたが、この度、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う教育現場の状況等に鑑み、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」を当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とすることなどが決まりました。これを受け、改めて、教育関係者の方々に御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめるとともに、この制度に関する基礎的な資料やQ&Aを作成しましたので、十分御了知くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

記

第1 平成30年改正著作権法の趣旨及び早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法の趣旨及びそれを早期施行するに至った経緯等は、以下のとおりであること。

1. 平成30年改正著作権法の趣旨

教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていた一方で、その他の「公衆送信」（インターネット送信等）については個別に権利者の許諾が必要とされており、円滑に著作物が利用できない場合があるという課題が指摘されていた。

このような課題を解決し、ICTを活用した教育の推進に資するよう、平成30年改正著作権法により、学校の設置者が、文化庁の指定する権利者団体（以下「指定管理団体」という。）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（以下「授業目的公衆送信補償金制度」という。）を創設した。これにより、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となる。

2. 早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、その公布から3年以内（令和3年5月まで）に施行することとなっており、令和3年4月からの施行に向けて関係者間で様々な調整が進められていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まって来た。

これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮が行われていたが、大学を中心に、より抜本的な対応として平成30年改正著作権法の早期施行を求める御意見を頂いたことから、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を早め、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から施行することとした。

また、授業目的公衆送信補償金制度は、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであるが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた指定管理団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償（0円）としているため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じない。

第2 平成30年改正著作権法の概要（教育関係部分）

教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備及び補償金請求権の付与（新法第35条及び第104条の11関係）

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定）において、新たに、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する場合以外の「公衆送信」（インターネット送信等）を広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信については、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金（以下「授業目的公衆送信補償金」という。）を支払う必要があることとしたこと。

これにより、例えば、教師が他人の著作物を用いて作成した予習・復習・自宅学習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業等において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどについて、学校の設置者が指定管理団体に一括して授業目的公衆送信補償金を支払うことで個別の権利者の許諾なく行えるようになる。

ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）こととなっているため、注意が必要であること。これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるのであり、典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信するような場合が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すること。

指定管理団体の指定の基準（新法第104条の12関係）

補償金関係業務の正当性・適正性等を確保する観点から、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、指定管理団体の指定を行うことはできないこと。

- ① 一般社団法人であること。
- ② 著作物等に関し権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること。
- ③ ②の団体が、営利を目的としない等の要件を備えるものであること。
- ④ 補償金関係業務を的確に遂行するに足る能力を有すること。

上記の要件を備える団体として、平成31年2月15日付で「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS：サートラス。以下「サートラス」という。）が文化庁長官によって指定されたこと。

授業目的公衆送信補償金の額（新法第104条の13関係）

授業目的公衆送信補償金の額の決定方法（新法第104条の13）

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体が、あらかじめ、教育機関の設置者を代表すると認められる団体から意見を聴いた上で設定し、文化審議会の諮問を経て文化庁長官が認可することとされていること。

文化庁長官は、授業目的公衆送信補償金の額が、①新法第35条第1項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないこととされていること。また、これをより具体化した基準として、『改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間』（平成30年11月14日文化庁著作権課）が策定されていること。

令和2年度の補償金額については、令和2年4月20日付けでサートラスから特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、同月24日付けで申請どおりの内容で文化庁長官による認可が行われたこと。このため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じないこと。

授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請（新規則第22条の4）

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出しなければならないこと。

- ① 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- ③ 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取

の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

共通目的事業のための支出（新法第 104 条の 15 関係）

授業目的公衆送信補償金については、学校等で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等から、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれるところ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部（政令で規定）を権利者全体の利益となるような事業（以下「共通目的事業」という。）に支出することを義務付けること。

共通目的事業のために支出すべき額の算出方法（新令第 57 条の 11）

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い（著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して「文部科学省令で定める割合」を乗じて算出するものすること。

これを受け、著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第 17 号）による改正後の著作権法施行規則において、文部科学省令で定める割合を「2割」としたこと。この割合は、令和 2 年度に限って暫定的に定めたものであり、令和 3 年度以降については、教育現場における実際の著作物等の利用状況等を精査した上で、改めて割合を決定すること。

共通目的事業に関する学識経験者への意見聴取（新令第 57 条の 12）

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

共通目的事業に関する監督上の命令（新法第 104 条の 15 第 3 項）

文化庁長官は、共通目的事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、監督上必要な命令をすることができること。

授業目的公衆送信補償金制度の適正な運用を確保するための措置（新法第 104 条の 14、第 104 条の 16 及び第 104 条の 17 関係）

補償金関係業務の執行に関する規程（新法第 104 条の 14、新令第 57 条の 10 及び新規則第 22 条の 5）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出なければならないこと（業務規程を変更しようとするときも同様）。

- ① 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ② 共通目的事業のための支出に関する事項
- ③ 補償金関係業務に要する手数料に関する事項
- ④ 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

指定管理団体は、文化庁長官に対して業務規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあっては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付すべきこと。

- ① 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ② 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- ③ 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

その他（新法第 104 条の 16 及び第 104 条の 17、新令第 57 条の 13～第 57 条の 15 並びに新規則第 24 条）

補償金関係業務の適正な運営を確保するため、文化庁長官による指定管理団体の監督（報告徴収、勧告、

指定の取消し等)に関する規定をはじめ、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うこと。

第3 留意事項

1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

(1) フォーラムの設立・開催

平成30年改正著作権法の制定を契機に、教育現場における著作物利用を適切かつ円滑に行うために必要となる次に掲げる事項について、教育関係者・権利者・有識者による継続的な議論を行うための場として、平成30年11月27日付で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(以下「フォーラム」という。)が設立され、様々な事項について精力的に議論が進められていること。

- ① 授業目的公衆送信補償金の在り方
- ② 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発
- ③ 著作権法第35条の解釈に関する運用指針(ガイドライン)の整備
- ④ 著作権法第35条を補完するライセンス環境の整備・充実

(2) 今後の運用方針のとりまとめ

フォーラムにおいて、平成30年改正著作権法の早期施行に際して、令和2年4月16日付けで『授業目的公衆送信補償金制度の今後の運用について』という文書が策定され、上記③の運用指針(ガイドライン)の在り方を含め、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた対応が整理されていること。

上記文書に記載されているとおり、①令和2年度に制度を利用する教育機関の設置者は、事前に(事前が難しい場合は、利用開始後速やかに)、サートラスに対し教育機関名の届出を頂くとともに、②サートラスでは、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、サンプル調査を行うことが予定されているため、御協力をお願いしたいこと。

また、これらの取扱いについて、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこと。

2. 令和3年度以降の補償金額の取扱い

令和2年度は、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みたサートラスの判断に基づき、特例的に補償金額を無償(0円)としているが、授業目的公衆送信補償金制度は、学校等の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであり、令和3年度以降は、原則通り有償となること。

令和3年度以降の補償金額については、別途、本年夏頃までを目途に、サートラスから文化庁長官に対する認可申請が行われることが想定されるところ、それに先立って、教育機関の設置者を代表すると認められる団体からの意見聴取が行われることとなること。

3. 著作権に係る研修・普及啓発

近年、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻化しているところ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識を醸成することが極めて重要となっていること。また、平成30年改正著作権法の施行を契機に、教育現場における著作権法第35条の適正な運用を図る観点から、著作物を利用する主体である教職員等が、著作権法に関する理解をより一層深める必要があること。

このため、初等中等教育においては、学習指導要領に著作権を含む知的財産に関する内容が規定されていることを踏まえ、引き続き、指導の充実を図るとともに、教職員に対して著作権等に係る理解の促進を図ること。

また、高等教育においては、自主的な取組により学生や教員等に対して著作権等に関する教育や研修・普及啓発による理解の促進を図ること。

その際、文化庁において、学校向けに児童・生徒が楽しみながら著作権等について学べる学習ソフトや学習教材、海賊版対策の普及啓発のためのポスターの提供や、教職員を対象とした講習会の開催等を行っていることから、これらも十分に活用いただきたいこと。

【添付資料】

- 別添 1 教育の情報化を推進するための著作権法改正に関する基礎資料
- 別添 2 平成30年著作権改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A（令和2年4月24日 文化庁著作権課）
- 別添 3 「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）（新旧対照表：教育関係部分）
- 別添 4 「著作権法施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第360号）（新旧対照表：教育関係部分）
- 別添 5 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第37号）（新旧対照表：教育関係部分）
- 別添 6 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第17号）（新旧対照表：共通目的事業関係部分）
- 別添 7 「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和2年政令第146号）（条文）
- 別添 8 「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用方針について（令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）
- 別添 9 「改正著作権法第35条運用指針」（令和2年（2020）年度版）（令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）
- 別添 10 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日 閣議決定）（抜粋）
- 別添 11 「SAVE COPYRIGHT」（文化庁作成）

【その他参考ウェブサイト（関係者フォーラム、著作権教育・普及啓発関係）】

- ・「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」のウェブサイト
<https://sartras.or.jp/>
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」のウェブサイト
<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/>
- ・文化庁が提供している著作権に関する教材、資料等（「はじめて学ぶ著作権」、「マンガでわかる著作物の利用」等）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>
- ・「マンガやアニメの未来を守ろう」のポスターに係るウェブサイト
<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=162>
- ・「国内における著作権教育について（著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム）」のウェブサイト
http://www.coda-cj.jp/org_new/education.php

担当 文化庁著作権課企画審議係 電話 03-5253-4111（内線2982）
--

52. 教員養成に係る各種計画等について

○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定（策定）、平成23年4月1日閣議決定（変更））

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

ア 学校教育

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

2 各人権課題に対する取組

(2) 子ども

- ⑩ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

○人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月中央教育審議会）

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（学校教育との連携・協働）

- 教師や教職課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門の人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、「社会に開かれた教育課程」を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月文部科学省）

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。

○オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成28年7月オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）

3. 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

(1) 初等中等教育

（教員養成・研修の取組）

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。特に、アンチ・ドーピングの取組については、フェアプレーの精神に反するだけでなく、健康被害も大きな問題であることなども含めて教員の知識・理解を深めることが重要である。また、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的

な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導者の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。
（略）

○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定（平成30年3月変更））

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

（1）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。

このため、教員養成課程や免許状更新講習の実施主体である大学等や、現職教員研修の実施主体である教育委員会等においては、消費者教育の重要性を理解し、これらの講習等に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れることが求められる。

○文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

5 戦略5 関連

- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。

○第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）

Ⅱ 今後の学校安全の推進の方向性

2. 施策目標

（1）学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（3）学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

<具体的な方策>

○ 国は、指針（※校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）や教職課程コアカリキュラムに学校安全に関する事項を盛り込むことを検討する。また、教育委員会及び大学等は、指針等を踏まえ、上記の体制整備（※平成28年の教育公務員特例法の一部改正による体制整備）の中において学校安全に関する内容を適切に位置付けるよう検討していく必要がある。また、これら地域における体制整備を通じて、教育委員会と大学が連携を図ることにより、現職教職員の研修や教員養成課程において指導者となる人材の養成・確保を進めていくことも重要である。

○ 教育委員会や学校は、教職員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センター（※現在は、独立行政法人教職員支援機構）における研修と連動した研修を充実することが必要で

ある。また、全ての教職員が学校安全に関する研修等を受けることができるよう、研修機会の充実を図るだけでなく、校務の見直しや負担軽減等により研修を受けるための時間の確保に取り組むことも必要である。研修においては、外部機関の知見も活用しつつ、学校が立地する地域の自然条件といった地域特性を踏まえた安全課題とともに、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題や自動体外式除細動器（AED）の適切な使用を含む心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を扱うことが重要である。

○ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）

II. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

（具体的施策）

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

平成 29 年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020 年度（平成 32 年度）までに実施する。

○第 3 次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年 4 月閣議決定）

V 重点課題に係る具体的施策

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）

(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 5 月衆議院文部科学委員会）

五 デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT 支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

（※同趣旨 参議院文教科学委員会附帯決議あり）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定
(改定：2021年3月22日)) (抜粋)

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・ 若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(別紙) 教員による消費者教育の指導力公助のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省)等が連携し、以下の取組を推進する。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。(文部科学省)
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。(文部科学省)

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。(文部科学省)
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。(消費者庁、文部科学省)
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)

各都道府県教育委員会指導事務主管課各指定都市教育委員会指導事務主管課各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年2月28日付け事務連絡（別添1）にて事前にお知らせしたとおり、令和4年度から高校1年生を対象に、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を配布することとなりました。今般、各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に対して、事務連絡（別添2）と「薬害を学ぼう」を直接送付するとともに、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集を併せて送付し、薬害に関する教育の一助として御活用いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

荒木、鈴木、中村、竹崎

電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）（夜間 03-3595-2400）

FAX 03-3501-2052

別添 1

事務連絡
令和4年2月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課 御中
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

パンフレット「薬害を学ぼう」の高等学校等への配布に向けた全高等学校
等データ収集に係る協力依頼

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、例年、医薬品等による健康被害対策に対する普及啓発に取り組むため、パンフレット「薬害を学ぼう」を全国の中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。）に配布するとともに、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）においても本パンフレット等の活用が可能である旨、併せて周知してきたところ、令和4年度には、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度に高等学校等に入学する生徒を対象に配布することとなりました。

つきましては、厚生労働省において、全国の高等学校の配布部数等について、各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課を通じて各教育委員会等に調査依頼を行うこととされていますので、ご承知おき願います。

なお、調査の詳細については厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室に直接お問い合わせ下さいませますようお願いいたします。

【パンフレット及び調査に関する問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
電話：03-5253-1111（内線：2718）

【本件問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課企画調査係
電話：03-5253-4111（内線：2565）

各高等学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

医薬品副作用被害対策室

薬害防止教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和4年度用）

薬害防止に向けた教育の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、薬害についての理解を深め薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に配布するとともに、各都道府県教育委員会指導事務主管課等を通じて全国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の関係機関に対して周知してきたところです。

令和4年度には、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度からは全国の高等学校等の1年生を対象に配布することとなりました。

つきましては、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を、高校1年生の人数分送付します。（注）

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集についても、併せて送付しますので、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

また、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せて御参照ください。

教材の使用方法等に御意見等あれば fukutai01@mhlw.go.jp へ随時お寄せいただければ幸いです。

（注）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、右記担当宛てに発送先及び必要な部数を御連絡いただきますようお願いいたします。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

荒木、鈴木、中村、竹崎

電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)

(夜間 03-3595-2400)

FAX 03-3501-2052

薬害を学ぶための教育の充実

- ◆ 現行の「高等学校学習指導要領解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、新しい「高等学校学習指導要領解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。また、中学校では3年生の社会科（公民的分野）等でご活用いただけるよう、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を配布しています。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を**全中学校に配布**しています。
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材**、**事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等を下記の厚生労働省HPに公開しています。あわせてご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>



講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。
- ※薬害被害の歴史や被害者やご家族の心情等について、お話しいただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com
担当団体： 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）
住所： 〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19
TEL： 03-5437-5491 FAX： 03-5437-5492

薬害が起こらない社会を目指して 私たちができること。

これまで見てきたように、過去には多くの悲惨な薬害が起きてきました。私たちに、このような被害に学び、二度と薬害が起こらない社会を目指す必要があります。そのために何が必要なのか、私たちができることは何なのか、みんなで考えてみてください。

- 学習のポイント**
- 薬害の起こらない社会にするために、**どうすればいいのか次の3点から考えてみよう。**
 - 薬の安全性などの情報を共有し、関係者がそれぞれの役割を果たすために具体的などのようなことをすればよいのか。
 - 私たちが消費者の立場から、薬に関する情報を共有し、薬を安全に利用して薬害を防ぐための役割を果たす必要がある。
 - 今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのような点を改善すればよいのか。

社会になるのだから？

働いているかどうかと関係があるようです。そして薬を使う私たちがそれぞれどのような役割を果たせばよいのか考えてみましょう。

- 学習のポイント**
- 1 西、製薬会社、医師、消費者は、**どのような役割ができたのか**を考えてみよう。
 - 2 **どのような制度ができたのか**を考えてみよう。

サリドマイドによる胎児の障害

- サリドマイドは1960年前後、産婦人科や小児科薬として販売された薬です。はじめは胎動抑制薬として、日本でも妊婦や小児が安心して飲む安全無害な薬(キヤッチアップ)として販売されました。
- ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手や足、耳(聴力)、内臓などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに基づいて、ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ですぐに薬の販売中止と回収が行われました。



- 学習のポイント**
- 1 次の文章中の「？」に入るものは何かを考えながら、**図に示す私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのかを説明して**みましょう。社会の仕組みがうまく働いて薬害の発生を防ぐためには、**図中のA-H-I-Jがお互いに「？」を共有し、それぞれの役割を果たすために活用する。**

6つことばの役割を覚えてみよう!

- A 製薬会社**
 - 様々な試験などを通じて、安全な薬を開発・製造する役割
 - 薬の副作用を予測した上で情報を提供し、適切な対応をする役割
 - ※薬がけがった薬の副作用(吐瀉)
 - ※副作用を軽減するための薬(嘔吐止)
- B PMDA**
 - 薬の有効性・安全性や、製薬会社の行動などをチェックする役割
 - ※薬の安全性を評価する(チェック)する(承認)する(許可)する
 - ※薬の承認を拒否する(拒否)する(許可)しない(拒否)する
 - ※適切な取組を行う(拒否)
- C 医師(消費者)**
 - 消費者として薬を適切に使う役割
 - ※自分の病状を正確に伝える
 - ※医師(西、薬師)と、医師(西)の役割や行動を連携させる(連携)する(連携)する
- D 薬害被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬を正しく服用するが、薬の副作用を正しく説明する役割
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- E 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- F 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- G 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- H 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- I 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる
- J 胎児被害者(胎児被害者) / 薬害**
 - 薬の副作用が原因で胎児が障害を負った場合、薬害被害者となる

図1-1-1 薬害被害者(胎児被害者)の役割(注)

健康被害救済制度について

薬による健康被害を受けた人たちの救済するために、「医薬品副作用被害救済制度」などの公的な救済制度があります。これは、サリドマイドやステロイド薬を救済としてつくられたものです。このサイトでは、薬の副作用情報も見ることができます。

Finda 医薬品医療機器総合機構
<http://www.finda.or.jp/>
 利用は30分無料 <http://www.pmda.go.jp/>

※ 医薬品の副作用情報に関する情報
<http://www.pmda.go.jp/kyokusho/kyokusho.html>
 ※ 医薬品の副作用情報に関する情報
<http://www.pmda.go.jp/kyokusho/kyokusho.html>

関連サイト

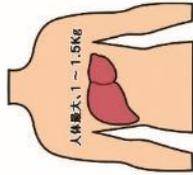
- 厚生労働省(本データベースの参考資料)
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00001.html
 厚生労働省の本データベースに関するサイトです。より詳しい情報などを見ることができます。
- 一般社団法人くすりの適正使用推進協会
<http://www.usad-ar.or.jp/>
 薬のリスクとベネフィットを一般消費者にわかりやすく説明しているサイトです。
http://www.usad-ar.or.jp/press/2013/03/13_01.html
 「くすりのしおり」(PDF) http://www.usad-ar.or.jp/press/2013/03/13_01.html
 では、現在使われている約15,000種類の薬の詳しい情報を見ることができます。
- 全国薬害被害者団体連絡協議会
<http://nikkai.or.jp/yakugai/>
 主な薬害被害者団体が加盟している協議会のサイトです。各被害者団体のサイトにリンクしています。
- 学校保健ポータルサイト
<http://www.gakko-hoken.jp/>
 公益財団法人日本学校保健会が運営する子どもたちの保護に関する情報集のサイトです。
 「薬の正しい使い方(小学生用)」<http://www.gakko-hoken.jp/medication/01.html>
 bookstore.htmlで検索に関する様々な情報が掲載されたデータベースをダウンロードできます。

〒100-8518 東京都千代田区麹町1-2-2
 ☎03-5253-1111 □<http://www.uthw.jp>
 発行人 厚生労働省

B型肝炎って？

肝臓って？

肝臓は体で一番大きな臓器です。代謝・貯蔵・解毒、胆汁の生成など、たくさんの大事な仕事をしています。機能が低下しても再生能力が高いので、重い病気になるまで気づかないことも多く、「沈黙の臓器」と言われています。



肝炎って？

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、肝臓のはたらきが損なわれる病気です。肝炎の原因の多くは、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスです。国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110万人~140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190万人~230万人と言われています。肝炎は、「国内最大級の感染症」と言われており、国全体で取り組むべき重要な健康問題です。

B型肝炎ウイルスはどこから感染するの？

B型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。過去には、お母さんからの出産時での感染(母子感染)や、集団予防接種での注射器の連続使用による感染がありました。これらは、医療の進歩や行政の対策により現在ではほぼなくなりました。現在では、血液が付いた道具(カミソリ、歯ブラシ、ピアス・タトゥーなどの針など)をそのまま共用した場合の感染や、性交渉による感染などがあります。

B型肝炎ウイルスに感染するとどうなるの？

B型肝炎ウイルスに感染しても80パーセントの人は症状が出ません(無症状性キャリア)。

ただ、慢性肝炎、肝硬変、肝がんといった重い病気になることがあります。現在、B型肝炎ウイルスの活動をおさえる薬がありますので、検査を受け、早期に見出し治療することが大事です。



B型肝炎 いのちの 教育

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。ひとりひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



起こらない社会の仕組みを考えよう

集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大
注射の針や筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあります。予防接種法が作られた当時、先進諸外国では、注射の針と筒をひとりひとりの注射ごとに交換することが推奨されていました。

しかし、注射の針と筒の交換は必ずしも守られず、集団予防接種では、注射の針や筒が連続使用されました。これは、1988年に、国が、注射針だけでなく注射筒も1人ごとに取り替えるよう指導するまで続いていました。このように、集団予防接種による注射の針と筒の連続使用が40年もの最長間にわたり放置された結果、B型肝炎ウイルスの感染が拡大していききました。また、感染した子供が大人になり、その子供に肝炎ウイルスを感染させてしまうこともありました(母子感染)。

110万人から140万人といわれるB型肝炎ウイルスキャリアのうち、集団予防接種を原因としてB型肝炎ウイルスに感染した人は、40万人以上とも言われています。誰もが被害者になる可能性があります。

「私たち家族の時間を返してください」 一夫を失った悲しみ



山崎さん (岡山)

私の夫は、4年前に59歳で肝がんでなくなりました。夫が亡くなってからは、身の置き場のない悲しみと苦しみでどうにか生きてまいりました。私は仕事から帰るとお仏壇の前から離れることができず、部屋の明かりもつけずじまいになっていました。貯金だった貯蓄も作れなくなりました。夫が亡くなって4年が経ちますが涙の出ない日はありません。「どうか夫を返して下さい。私達家族の時間を返して下さい。」心の中で私はずっと叫び続けています。私たちの被害は国の政策の誤りによって生み出された、避けられた被害です。こんなことで人の命が奪われてしまうなんて理不尽だと思いませんが、夫は「なんで自分なんだろう」といつも罵っていました。夫のような、私達被害者のような被害をする方が出ないような、そのような社会になってほしいと心から思っています。

(2019年 厚生労働大臣と原田団・弁護団との定期協議発言)

「私にもしものことがあったら」 一失われた希望



Aさん (北海道)

私は、27歳の時慢性肝炎を診断して、5年間入院通院を繰り返しました。若い子どもを抱えた妻には、本当に心無い思いをさせてしまいました。私にもしものことがあったら家族はどうなってしまうのだろうと、いつも不安でした。今も、肝がんの発生にいつも怯えています。

仕事も、体に無理がかからないよう制限せざるを得ませんでした。給料も一時半減になりました。病気がなければ、もっと精神的に仕事をし、今よりもやりがいや責任のある仕事もできたと思います。B型肝炎が、人生の可能性や選択を、私の運命や能力とは別のところで奪っていると思うと、何とも置えず悔しい気持ちになります。

私たちの被害は決して無くなることはありません。しかし、「この被害を未来につなげてほしくない」と私は願っています。

(2017年 厚生労働大臣と原田団・弁護団との定期協議発言)
※今でも、痛風や差別などから、名前や顔を公開することができずに苦しんでいる人たちがたくさんいます。

B型肝炎訴訟について知ろう

B型肝炎訴訟は、集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に対して損害の賠償を求めた訴訟です(国家賠償訴訟)。1989年から先行訴訟が始まりました。2006年、最高裁判所は、注射の針と筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあることについて、国は当然に予想できたと判断し、国の責任を認めました。

その後、2008年、全国訴訟が提起されました。2011年6月に、国は被害者に謝罪し、原告団・弁護団の間で基本合意を締結しました。2011年12月、国会は被害者を救済する法律を制定しました(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給等に関する特別措置法)。



2008年B型肝炎訴訟原告団代表と弁護団代表



2011年全国訴訟原告団代表と弁護団代表



日本経済新聞

基本合意での国の約束

個別救済

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者や遺族に賠償金を支給し、被害者の救済を進めていきます。

恒久対策

全ての肝炎患者が安心して暮らしていただけるよう、ウイルス検査の促進、肝炎治療の体制整備、医療費の助成、新薬の開発研究、差別や偏見の解消を進めていきます。

再発防止

同じような悲劇が繰り返されないよう、なぜ被害が起こったか原因を調査してまとめ、再発防止に取り組んでいきます。



厚生労働省で被害者救済法を説明する原田団代表



集って肝臓プロシメク 万全体制による再発防止(2018年) <http://www.vinnai.or.jp/report/201812/>

Ｂ型肝炎訴訟の歴史

1948年	国、予防接種法により集団予防接種の実施を義務付ける。
1953年	この時期から、注射筒の不十分な消毒によって感染する可能性があることが日本国内で指摘
1963年	WHO(世界保健機関)、注射筒の連続使用が血液肝炎を容易に伝播させる危険性について指摘。
1988年	国、予防接種法における注射筒の連続使用を禁止する措置を指導。
1989年	5人の原告、注射筒の連続使用が原因でB型肝炎に感染したとして、札幌地裁に国を相手取り(先行訴訟)。
2008年	最高裁、国の責任を認める原告勝訴の判決。
2008年	しかし、感染被害者及びその遺族の方々に對する救済措置は限られたままだった。
2011年6月28日	全ての被害者に対する救済を求め、全国10の裁判所に集団訴訟(全国訴訟)。
2011年12月	この風、法廷での競争とともに、国会議員、政変、地方選会への要請、街頭での呼びかけ・署名が行われる。
2020年3月末	国と原告団、弁護団が和解に際する「基本合意」を締結。普通入替相当期、国を代表してからお呼びする。と協定。
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法成立。
	提訴者数 約7万6000人 和解者数約6万人

なぜ防げなかったの？

集団予防接種は、様々な病気を防ぐために行われ、たくさんの方々の健康を守ってきました。その一方で、集団予防接種でのB型肝炎ウイルスへの感染被害は、40年にわたり続き、40万人以上の方々の生命や健康が損なわれました。集団予防接種に関わっていた人は、行政の人、医療関係者などたくさんいます。誰かが注射筒の連続使用をやめさせざるを得ず、被害の発生を防ぐことはできなかつたのでしょうか。

予防原則

国の調査結果では、「予防原則」が守られていなかったことが大きな問題であるとの指摘がされています。「予防原則」とは、深刻な結果が起こる可能性があるときには、効率より安全を優先して行動するべきという原則です。これが守られていなければ、それぞれの人が、命や健康を守ることが何より大事と考え、安全かどうかを調べたり、みんなの情報共有したり、危ないからやめようと思ったりして途中で中止できただけかもしれません。一人一人に安全への意識が欠け、危険かもしれないことをやめずに続けてしまえば、命や健康がうばわれるという深刻な被害がずっと続いてしまうことがあるのです。

被害の教訓を未来に活かすために

今は、集団予防接種での注射針と注射筒の連続使用ということはありません。しかし、社会の制度が人々の命や健康を害すること、これらも起こることがあるかもしれないかもしれません。同じような被害をくりかえさないためにはどうしたらよいのでしょうか。一人ひとりの市民はどのようなことができるのか、今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのような点を改善すればよいか、考えてみましょう。

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に對する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
 今回のような社会の制度を紹介し、国民の生命・健康に関わる事象の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」(抜粋)
 国民にあっては、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきているが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指針を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>

厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/kenkou/b-kanen/

厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>

厚生労働省
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/ken-an/>



年 組

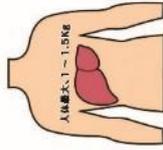
このページの
ねらい

B型肝炎について理解させることで、感染症の予防に
ついて学習する。

B型肝炎って？

肝臓って？

肝臓は体で一番大きな臓器です。代謝、貯蔵、解毒、胆汁の生成など、たくさんの大事な仕事をしています。機能が低下しても再生能力が高いので、重い病気になるまで気づかないことも多く、「沈黙の臓器」と言われています。



肝炎って？

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、肝臓のはたらきが損なわれる病気です。

肝炎の原因の多くは、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスです。国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110万人〜140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190万人〜230万人と推定されています。肝炎は、

- A** 国内最大級の感染源として、血全体で取り回す必要がある臓器です。
- B** B型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。
過去には、お母さんからの出産時の感染(母子感染)や、集団予防接種での注射器の連続使用による感染がありました。これらは、医療の進歩や行政の対策により現在はほぼなくなりまし。
- C** 現在では、血液が住いた道具(カミソリ、歯ブラシ、ピアス、タトゥーなどの針など)をそのまま共用した場合の感染や、性交渉による感染などがあります。

B型肝炎ウイルスはどこから感染するの？

B型肝炎ウイルスに感染しても80パーセントの人は症状が出ません(無症状キャリア)。

ただ、慢性肝炎、肝硬変、肝臓癌、肝がんといった重い病気になることがあります。現在、B型肝炎ウイルスの活動をおさええる薬がありますので、検査を受け、早期に発見し治療することが大事です。

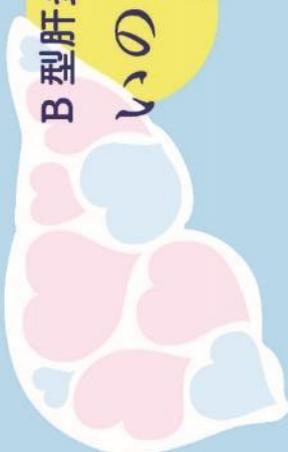


- A B** 肝炎と感染の原因について理解させる。
- C** 感染の危険性のある行為について注意をうながす。

※この教材は、主に中学生を対象として、①肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、②集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の抑制を知り、被害にあった方々の声を知る、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的としています。
まちんと学ぶことにより、感染を予防するとともに、こうした病害に対する偏見や差別に苦しんでいる人々に寄り添い、支えていく社会の一員になることを目指す「いのちの教育」となるものです。

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎 いのちの教育



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。





B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い

厚生労働省では、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組を考えることを目的としています。

社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極的にご活用いただくようお願いいたします。

表面の活用方法もご覧ください。

生徒への配布を希望される学校・教員の皆さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より配布いたしますので、ぜひ下記申込みまで必要事項を明記の上お申し込みください。必要部数を送付させていただきます。

この副読本を用いた授業の実施にあたって、関係団体と連携していただくことも考えられます。[全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団]においては、講師派遣など被害者の声を伝える活動を行っていますので、お知らせいたします。

【配布希望に関するお問合せ先】

「1 学校名」「2 必要部数」「3 担当教諭名」および「いのちの教育配布希望」と明記の上、次のメールアドレス・FAXまでご連絡ください。

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

メールアドレス：bkan-inochi@nhlw.go.jp / FAX：03-3506-2169

【講師派遣など被害者の声を伝える活動に関するお問い合わせ先】

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

メールアドレス：ok@bkam.jp / FAX：03-5357-1833

活用の方法

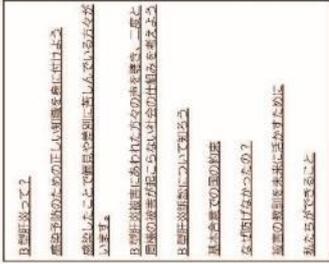
1. 社会科（公民的分野）での活用
国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的な人権や法の意義、三権分立などの理解につながるものが期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2. 人権教育での活用
B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんできています。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3. 保健体育科（保健分野）での活用
感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本ではB型肝炎ウイルスを例に感染対策も学べます。

4. 授業外の時間での活用
授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。



いのちの贈りもの



臓器提供や臓器移植についてみなさんがどう考えているのか
家族とよく話し合ってみましょう

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

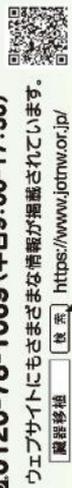
.....

.....

臓器移植に関するお問い合わせを受け付けています。

(公社)日本臓器移植ネットワーク

TEL.0120-78-1069 (平日:00-17:30)



ウェブサイトにもさまざまな情報が掲載されています。

臓器移植 検索 <https://www.jotnw.or.jp/>

眼球(角膜)の移植についてはこちらまでお問い合わせください。

(公財)日本アイバンク協会

TEL.03-3293-6616 アイバンク 検索 <http://www.j-eyebank.or.jp/>

この印刷物はA4サイズの用紙のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。 2023.11

グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

INDEX

- 1 善えよう、話し合おう。.....
- 2 あなたは考えたことがありますか?.....
- 3 臓器移植ってなんだろう?.....
- 4 移植が必要な患者さんはどれくらいいるの?.....
- 5 脳死と心臓死.....
- 6 臓器を提供した人の家族の話.....
- 7 臓器移植を受けた人の話.....
- 8 臓器提供の意思表示.....



厚生労働省

考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植により命が助かるかもしれないとしたら、「臓器移植を受けたい」ですか、それとも「受けたくない」ですか？

もし自分や家族が死に直面したとき、「提供できる臓器をあげたい」ですか、それとも「あげたくない」のですか？

どれも大切な「自分の気持ち」で

す。正解も不正解もありませんが、「あなた」はどうですか？よく考えてみましょう。

また、本人の気持ちに分らない場合は、臓器提供をすかどうかは残された家族だけで決めることになりません。みなさんがどう考えているのか家族に伝え、家族とよく話し合っておくことが大切です。

よく話し合ってみよう



どの気持ちも守られます

「移植医療に関する世論調査」※ (平成29年8月 内閣府大臣官房政府広報室)

あなたは、これまでに、ご家族や親しい方のうちあなたかど臓器提供や臓器移植について話をしたことがありますか、話をしたことがありますか、話をしたことがありませんか。

話をしたことがある 35.4% 話をしたことがない 64.2% わからない 0.4%

※調査報告書は内閣府ホームページで公表しています。https://survey.gov-online.go.jp/h29/n29-ishoku/index.html

あなたは考えたことがありますか？

みなさんは「死」について考えたことがありますか？
つい、さっきまで元気だった人が、交通事故で死んでしまいかもいれませんか。何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながってしまふこともあります。
もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な

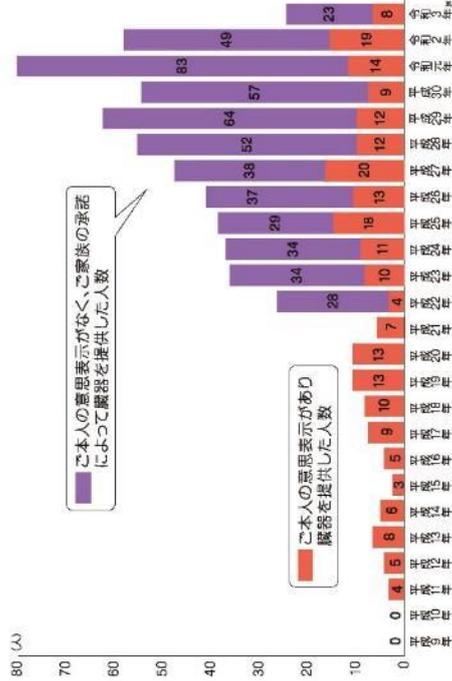
状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能しなくなっただけに苦しんでいる人、死と向き合っている人に提供することができます。

どんなに健康な人にも、残念ながら寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いくつかは「死」がやってくる。

脳死で臓器を提供した方の人数

平成9年10月～令和3年6月 合計761人
ご本人の意思表示がなく、ご家族の承諾によって臓器を提供した人数 528人

平成22年から、本人の意思表示が不明でも、ご家族の判断だけで臓器の提供ができるようになりました。



※令和3年6月30日現在

臓器を提供した人の家族の話

娘は進んでお手伝いをしたり、困っている子がいる人はいつでも声をかけてあげような、とても心の優しい子でした。臓器提供という形で病気に苦しむお父さんを助けると、娘はきっと賛同してくれると信じています。こうして娘が短い人生の最期に他のお父さんの命を救うことになれば、残された私どもにとっても大きな糧となります。

そして、もし我が子が臓器移植でしか助からない疾患を持って生まれてきていたら、私もも臓器提供を必死に待ち望んだことでしょう。しかし臓器提供

をする人があらわれなければ、それは叫びません。人はいつどちらの立場に立つかわからない。だからこそ、娘は今、臓器提供が可能な立場にいるのであれば提供しよう、と考えました。

これまで全力で治療して下さった医師の厚様、愛情をもって娘を日夜お世話下さった看護師の皆様、この困難な時期に私ども家族を支えて下さった多くの方々に、深く感謝申し上げます。そして、娘の臓器を受け取って下さる方々の回復を心よりお祈りいたします。

臓器移植を受けた人の話

20歳代の時に心臓移植を受けた女性

多くの人に臓器移植の話を聞いてもらいたい。移植を待たずに迎えたのは人工心臓でした。でも移植の人工心臓はこわいこと何庫もあり、常に「死」が頭の中にあっただけ、ポンパの「ゴウゴウ」という音に聞きながら眠りにつき、朝、目が覚めて「ゴウゴウ」という音が聞こえなくなると、ほっとします。でも、明日の朝を越えられず不安で落ち込んでいた。移植がうまくいき、今ではジョギングや散歩、旅行も行きます。自乗車の免許も取りました。あの3年間、夢にまで見た生活を送ることができて、今は幸せです。

今、私が思っていることは、がんばっている多くの患者さんのために、もっとたくさんの人たちに臓器移植の素晴らしさを伝えてもらいたいということ。そして、提供してくれたドナーの方、そのご家族の「あなたにありがとう」に心から感謝しています。

サンクスレター（感謝の手紙）

移植を受けた患者さんは、臓器を提供してくれた人のご家族に紙や手紙などで感謝の気持ちを表し、移植コーディネーターを紹介し、やり取りすることができます。*ただし実名は出せません

臓器移植を受けた女の子のサンクスレター



臓器提供の意思表示

「意思」という言葉は、「はつきりした気持ち」のことです。臓器を提供したくない人も提供したい人も、自分の意思を正確に伝えるための良い方法は、臓器提供意思表示カードや健康保険証の裏などに書いておくことです。

この「意思表示カード」は、「自分の臓器を提供したくない」という意思も、「提供したい」という意思も書いておくことができます。「提供したい」という意思を書くのは15歳以上が有効ですが、「提供したくない」という意思は15歳未満でも有効です。最終的な判断はご家族がするため、意思表示カードに書いておくことで、家族に自分の意思を確実に伝えられるのです。

臓器提供意思表示カードなどの様式

◎臓器提供意思表示カードの意思表示欄(例)



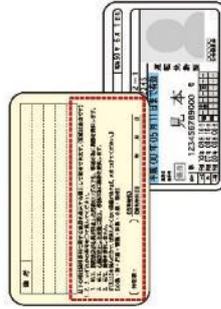
◎マイナンバーカードの意思表示欄(例)



◎健康保険証の意思表示欄(例)



◎運転免許証の意思表示欄(例)



(公社)日本臓器移植ネットワークのホームページでも臓器提供意思登録ができます。
<https://www2.jotnw.or.jp/>



移植受贈者や臓器提供者の家族の手記を(公社)日本臓器移植ネットワークのホームページで紹介しています。 <https://www.jotnw.or.jp/note/>

56. 参考情報

1. 教職課程に直接関係するもの

- (1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm
- (2) 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて～国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書～（平成 29 年 8 月 29 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm
- (3) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和 4 年 7 月 27 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html

2. 学習指導内容に関するもの

- (1) 学習指導要領「生きる力」平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領（本文、解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- (2) 学習指導要領「生きる力」平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領 関連資料（答申・通知等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm
- (3) 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（平成 30 年 9 月 26 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm
- (4) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編・高等学校編）
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>
- (5) StuDX Style（スタディーエックス スタイル）
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- (6) 子どもの学び応援サイト～学習支援ポータルサイト～
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

3. 学校教育での取組に関するもの

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和 3 年 1 月 26 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- (2) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm
- (3) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- (4) 第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月 31 日）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331_35.html
- (5) 持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）（日本ユネスコ国内委員会ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- (6) 持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引（平成 28 年 3 月、令和 3 年 5 月改訂）
https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf
- (7) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成 30 年 6 月 26 日）
<https://www.env.go.jp/press/105645.html>
- (8) 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日、平成 30 年 3 月 20 日変更）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- (9) 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm
- (10) 第 3 次学校安全の推進に関する計画
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm
- (11) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf
- (12) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成 24 年 7 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017_01.pdf

- (13) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) (中教審第 212 号) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/0/toushin/1412080.htm
- (14) 学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- (15) 教職員研修に関する主な提言等について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/mext_00818.html
- (16) 教職員研修資料 Web サイト集～学び続ける教職員のみなさまへ～ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/mext_00809.html
- (17) 校長・教職員 学習情報ポータル https://www.mext.go.jp/a_menu/suishin/detail/index_00001.html
- (18) 教職員の学び応援ページ～教職員支援コンテンツ特設ページ～ (教職員支援機構HP内) <https://www.nits.go.jp/documents/manabi/>
- (19) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 (令和 3 年 1 月) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html

4. 幼児児童生徒への対応に関するもの

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ (平成 29 年 3 月) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
- (2) 児童虐待への対応に関する施策 (文部科学省ホームページ) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm
- (3) いじめの問題に対する施策 (文部科学省ホームページ) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- (4) 不登校児童生徒への支援に関する施策 (文部科学省ホームページ) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm
- (5) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成 27 年 4 月 30 日) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- (6) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- (7) (独) 教職員支援機構校内研修シリーズN o 8 7 学校で配慮と支援が必要な LGBT s の子どもたち <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- (8) ヤングケアラーへの支援に関する施策について (文部科学省ホームページ) https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf
- (9) 生徒指導提要 (改訂版) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm
- (10) 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料 (令和 4 年 3 月) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm
- (11) ハンセン病に関する教育の更なる推進について (令和 4 年 7 月) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_004.htm
- (12) 子供の貧困対策に関する大綱について (令和元年 11 月) <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>
- (13) 外国人児童生徒等の教育の充実について (報告) (令和 2 年 3 月) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html
- (14) “高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について (報告) (令和 3 年 9 月)” https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext_00001.html
- (15) 外国人児童生徒受入れの手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- (16) 外国人児童生徒教育研修マニュアル https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm
- (17) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- (18) 学校教育における J S L カリキュラム (小学校編、中学校編) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm
- (19) 外国人児童生徒のための J S L 対話型アセスメント D L A https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
- (20) かすたねっと
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト” <https://casta-net.mext.go.jp/>
- (21) 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm
- (22) 文部科学省×学校安全 <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- (23) 教職員のための学校安全 e-ラーニング <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- (24) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

- (25) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html
- (26) 肝炎総合対策の推進（ポスター・リーフレットなど） <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/poster.html>
5. その他関連する施策、計画や指針など
- (1) 初等教育資料 https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/shotou/index.htm
- (2) 中等教育資料 https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/chutou_index/index.htm
- (3) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm
- (4) スポーツ庁・障害者スポーツ施策に係るページ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm
- (5) ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/index.html
- (6) 学校における教育活動と著作権（令和3年度改訂版） https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/pdf/92916001_01.pdf
- (7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページ <https://sartras.or.jp/>
- (8) コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（平成27年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/hokoku/1356133.htm
- (9) 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定） https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf
- (10) 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- (11) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定） https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf
- (12) サイバーセキュリティ 2022（令和4年6月17日） <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2022.pdf>
- (13) 犯罪被害者等基本計画 <http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>
- (14) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html
- (15) 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年10月25日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf
- (16) 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成30年3月2日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf
- (17) 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成28年2月29日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf
- (18) 敬語の指針（答申）（平成19年2月2日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf
- (19) 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（令和3年5月31日） https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-000015385_2.pdf
- (20) 文部科学省国際バカロレア教育推進コンソーシアム <https://ibconsortium.mext.go.jp/>
- (21) 子どもの体力向上（子供の運動遊び応援サイト等） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm
- (22) 体力・運動能力調査（結果報告書等） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm
- (23) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～ https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf
- (24) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

57. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・STEAM 教育等の教科等横断的な学習
- ・心のバリアフリーに関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税・財政に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・水循環に関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・学校における動物飼育について
- ・エネルギーに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp